

埼玉県市町村消費生活支援事業概要

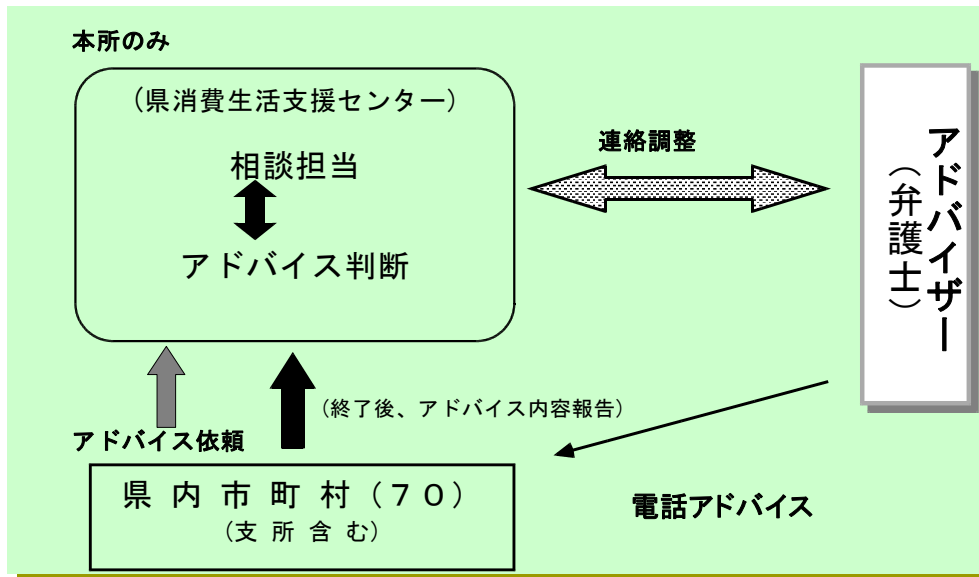
趣旨

消費者基本法では、「都道府県は市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとする」と定められている。

また、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例では、「知事は、市町村から、消費者からの相談又は処理について、当該処理が高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とし、単独で処理することが困難であるとして要請を受けたときは、苦情の解決に必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

このため、県消費生活支援センターにおいて、市町村の相談苦情処理への助言等を行うなど、市町村への支援強化を進めるとともに、共同処理体制の確立を図る。

苦情処理緊急アドバイザー制度



市町村との共同苦情処理

